

## 4 陳情第 37 号

4 陳情 第 37 号	神宮外苑の再開発事業者に対し風致地区における環境保全策を開示するよう求める陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	令和4年9月13日受理、令和4年9月21日付託
陳情者	新宿区余丁町————— ————— 世話人 —————

## ( 要 旨 )

区議会として、以下のことを区に求めて下さい。

- 1 新宿区の風致地区での新ラグビー場整備事業を計画する J S C (独立行政法人日本スポーツ振興センター) に対し、既存樹木を主とする景観と自然環境の保全策を開示するよう求めること。
- 2 (仮称) 専門家会議などを設置し、風致地区である神宮外苑地区の景観と自然環境が適切に保全されるか、事業者から開示された保全策を検証すること。

## ( 理 由 )

東京都が策定した「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」に沿った神宮外苑地区市街地再開発事業によって、神宮外苑の景観、自然環境が損なわれる危険が専門家により指摘され、市民からの懸念の声も多く上がっています。このような状況を生み出したのも、これまで都民に対する計画の丁寧な説明がなく、十分な情報公開に基づく議論がされてこなかったことが原因であると思われます。

神宮外苑地区の再開発を主導する事業者は2015年の計画当初から地元住民に対し十分な説明と情報公開を行ってきたと述べていますが、東京都による2021年12月14日の都市計画案の説明会においても参加住民からは多くの質問が出されていました。その後それらの疑問が解消される機会もないまま、2022年1月になって神宮外苑地区市街地再開発事業によって計画地の樹高3メートルを超える樹木だけでも

1,000本近くが伐採されることが明らかになりました。多くの都民がこの再開発事業の問題に気づき議論が起こるなか、2月9日の東京都都市計画審議会においては「議論は十分尽くされた」として計画が可決されてしまいました。

議論が十分に尽くされていないことも、情報公開が不十分であることも、その後に行われた東京都環境影響評価審議会の審議過程を見れば明らかです。環境保全を担保する情報が不十分であるという審議が繰り返された状態で、ようやく8月18日の総会において、今後も審議会が事業者の環境保全措置に継続的に関与するという異例の答申が出されました。

8月22日にPFI事業としてJSCにより計画されている新ラグビー場の整備運営事業を担う民間事業者グループ（以下、「整備事業者」）が公表されましたが、現段階では未だに事業計画の詳細は明らかにされていません。この計画地は新宿区の風致地区内にあり、計画工事が風致保全のための許可基準に適合するものであるかについては十分な検証と議論が必要です。JSCは、入札公告の時点で参加表明した整備事業者に計画地の環境、既存樹木、土壌試験のデータを渡し、事業提案と入札金額の評価により落札者を選定しています。JSCが整備事業者選定にあたり評価した神宮外苑の景観、自然環境の保全策を、現時点で明らかにするように指示してください。公表された施設整備費のなかに風致保全のための費用がどれほど計上されているかを明らかにすることも、環境保全策の具体的内容は検証できます。十分な検証と議論がなされるためにも、事業計画の詳細が発表される以前の情報公開が必要です。

区は、JSCに対し、既存樹木のうちどれほどが残存されるのか、移植の方法と場所、工事の影響に対する保全策などについて情報開示を求め、区を通じて区議会にも報告するよう求めて下さい。

また、以上の開示された情報について、区において専門家を集めて議論する場を設け、その場の議論により、風致地区である神宮外苑地区の景観と自然環境が適切に保全されるか検証するよう、区議会から区に求めてください。